

○湖南衛生組合施設整備基金条例

昭和57年1月6日
条例第1号

(設置の目的)

第1条 [この条例](#)は、湖南衛生組合施設の改造及び施設の撤去等施設の整備に必要な資金を積み立てるため、湖南衛生組合施設整備基金(以下「基金」という。)を設置しその管理処分について必要な事項を定めることを目的とする。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は毎年度予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実、かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上してこの基金に繰り入れするものとする。

(繰替運用)

第5条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻し方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 この基金は、[第1条](#)の目的以外には処分することができない。

(委任)

第7条 [この条例](#)に定めるものを除くほか、基金の管理について必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

[この条例](#)は、公布の日から施行する。